

静岡県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設として次の施設を指定した。

令和7年5月21日

静岡県選挙管理委員会委員長 山 本 正 幸

1 不在者投票のできる施設の指定

施 設 名	所 在 地	種 別
サテライト介護老人保健施設かるむ	静岡市葵区上伝馬23-6	介護老人保健施設

2 指定年月日 令和7年5月21日